小浜市母と子の家児童発達支援センター虐待防止のための指針

１．事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

小浜市母と子の家児童発達支援センター（以下「センター」という。）では、児童虐待の防止に関する法律の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、職員一人ひとりが利用者に対する虐待禁止の認識のもと、虐待の早期発見に努めます。

２．虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待防止委員会の設置

センターでは、虐待発生防止に努める観点から、虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

①設置目的

- 虐待の防止のための指針の整備
- 虐待の防止のための職員研修の計画、実施
- 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備
- 職員が虐待等を把握した場合、市町担当課等への通報が迅速かつ適切に行われるための手続き
- 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策の検討
- 再発の防止策を講じた際に、その効果についての検証

②委員会の構成員

１）管理者【委員長】　２）児童発達支援管理責任者　３）訪問支援員　４）相談支援専門員

③委員会の開催

- 年１回の開催
- 必要時は随時開催

３．虐待防止のための職員研修に関する基本方針

支援に関わるすべての職員に対して、虐待等の防止に関する適切な知識を普及・啓発するため職員教育を行います。

①定期的な教育・研修（年１回以上）の実施

②新任者に対する虐待防止研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

４．施設内で発生した虐待の報告等の方策に関する基本方針

虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市町担当課等に通報するとともにその要因の除去に努めます。また、緊急性の高い事案の場合には、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

虐待等の事案については、その全ての案件を委員会に報告するものとし、この際、管理者又は児

童発達支援管理責任者が、緊急に当該案件の分析及び検討が必要であると判断した場合は、定期開催の同委員会を待たずして臨時的に同委員会を招集するものとします。

５．虐待発生時の対応に関する基本方針

①職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合は上席者等に報告します。

②被報告者は、苦情相談窓口を通じての相談や職員等からの報告があった場合には、市町担当課等に通報するとともに報告を行った者の権利が不当に侵害されないように細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。また、必要に応じて、関係者から事情を確認し、これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

③事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、必要な措置を講じるとともに、保護者等へ説明及び市町関係部局へ報告します。

④事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

６．利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者等はいつでも本指針を閲覧することができます。また当センターホームページにおいていつでも閲覧が可能な状態とします。

附　則

この指針は、令和４年４月１日から施行する。